

駿河台法学

第33巻第1号(通巻第63号) 2019

論 説

ネット通販業者の売上税納付義務

—合衆国最高裁ウェイフェア事件判決の意味するもの—

太田 幸夫

民事信託預金口座の実務上の法的課題

—信託財産の独立性保全機能と

マネロン・テロ資金供与リスク対策を中心に—

～「民事信託」実務の諸問題(2)～

金森 健一

「法治国家の擁護」と「司法国家」の間、

またはB.リューテルスに寄せる小論

—法律学批判としての法律学について

小貫 幸浩

取得時効と所有権の剥奪

—JAパイ対イギリス事件をめぐるフランス学説の検討—

林田 光弘

1964年公民権法第7編における「性別に基づく差別」の解釈

石田 若菜

判例研究

貸金債権の支払督促による保証債務の消滅時効の中断

—最判平成29年3月13日 裁判集民255号43頁—

上河内 千香子

不動産に対する商人間の留置権の成否

—最一判平成29年12月14日民集71巻10号2184頁—

菊田 秀雄



駿河台大学

||||| 駿河台法学前号（第32巻第2号）目次 |||||

論 説

税条例における税率の誤記を遡及的に是正できるか？

一法制実務及び日米判例を参考にして……………太田 幸夫

「民事信託」実務の諸問題(1)……………金森 健一

情動的自己決定権とIT基本権のはざま・覚書

一とくにドイツ憲法とヨーロッパ基本権検証の場合……………小貫 幸浩

|||||

駿河台大学法学会規約

第1条 本会は、駿河台大学法学会と称する。

第2条 本会の事務所は、駿河台大学法学部内に置く。

第3条 本会は、法、政治および法学教育に関する学術の研究および普及をもってその目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 機関誌「駿河台法学」の発行
- 2 研究会・講演会の開催
- 3 その他本会の目的を達成するため必要と認める事業

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 一般会員 駿河台大学専任教員で、第3条に該当する目的に賛同する者
- 2 特別会員 本会に入会を希望する者で、総会の承認した者
- 3 名誉会員 会員の推薦にもとづき総会の承認した者

第6条 一般会員および特別会員は、総会の定めるところに従い、

会費を納めなければならない。

第7条 本会に次の機関を置く。

- 1 会長
- 2 運営委員会
- 3 機関誌編集委員会
- 4 学生法学論集編集委員会
- 5 監査

第8条 会長は、毎年1回総会を招集しなければならない。ただし、会長は、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。一般会員の3分の1以上の要求があった場合、会長は、速やかに総会を招集しなければならない。

第9条 総会は、次の事項につき審議決定する。

- 1 会長、運営委員、機関誌編集委員、学生法学論集編集委員および監査の選任
- 2 予算および決算の承認
- 3 その他本会の運営に関し必要な事項

第10条 総会は、一般会員の2分の1以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数でこれを決する。

第11条 本会の経費は、会費その他をもってあてる。

第12条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

SURUGADAI JOURNAL OF LAW AND POLITICS

Vol. 33 No. 1

SURUGADAI HOGAKU

August 2019

Contents

Articles

- Internet Sellers' Duty to Collect Sales Tax
—Wayfair Case (U.S) and Its Significance— *Yukio OHTA*
- Problems in “Civil Trust” Practice (2) *Kenichi KANAMORI*
- Zwischen Rechtsstaat und Richterstaat bei B.Rüthers *Yukihiko ONUKI*
- La prescription acquisitive et la privation du droit de propriété
Mitsuhiro HAYASHIDA
- Does Discrimination “on the basis of sex” / “because of sex”
Cover Sexual Orientation Discrimination? *Wakana ISHIDA*

Case Study

- Unterbrechung der erlöschende Verjährung über der Bürgschaftverpflichtung
nach der Mahnung der Darlehnsforderung *Chikako KAMIGOCHI*
- Establishment of Right of Retention under Commercial Law for Real Estate
—Judgement of the Supreme Court of Japan, 1st Petty Bench,
December 14, 2017, 71-10 Minshu 2184. *Hideo KIKUTA*

Published by

SURUGADAI UNIVERSITY

Azu 698 Hanno Saitama 357-8555 JAPAN